矢巾町における人・農地プランの取組状況(令和3年3月24日公表分)

	プラン(今後の地域の中心となる経営体の状況					方針を実現するために必要な取組に関する方針													
		公表日	直近の 更新日	経営体数			集積率]	フェーク・フェーク・フェーク・フェーク・フェーク・フェーク・フェーク・フェーク・											
	協議の場を設けた 区域の範囲			認農	集落営農	その他	現状→今後	中心経営体への農地の 集約化に関する方針	集約化に向けた	所得向 合 上	販 路 拡 大	事業の活用農地中間管理	解消・発生防止耕作放棄地の	就農者の育成後継者・新規	複合化	への取組み高収益作物	高付加価値化	への取組6次産業化	隣接地区との	共制機同域
1	高田	R3. 3. 24	R3. 3. 24	2人	1組織	育成4人	28%→30%	中心経営体である集落営農組織や認定 農業者への集積・集約化とともに耕作 放棄地の解消を進める				0	0							
2	藤沢	R3. 3. 24	R3. 3. 24	1人	1組織	0	29%→29%	中心経営体である集落営農組織や認定 農業者等の経営者の間で集約を進める		0			0				0			
5	東徳田第2	R3. 3. 24	R3. 3. 24	1法人	1法人	0	59%→65%	中心経営体である集落営農組織や認定 農業者等の経営者の間で集約を進める		0					0					
8	土橋 1	R3. 3. 24	R3. 3. 24	6人 1法人	0	育成2人	94%→100%	中心経営体である集落営農組織や認定 農業者等の経営者の間で集約を進める			0				0		0			
9	土橋2	R3. 3. 24	R3. 3. 24	3人	1組織	育成5人	54%→54%	担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圃を解消する 耕作放棄地を解消する					0		0		0			
18	下煙山	R3. 3. 24	R3. 3. 24	0	1組織	0	48%→48%	中心経営体である集落営農組織を中心 に話し合いながら集約を進める						0	0		0		0	
21	下北	R3. 3. 24	R3. 3. 24	1人 1法人 新規2人	1組織	0	82. 52%→88. 08%	中心経営体である法人や集落営農組 織、認定農業者等の経営体の間で集約 を進める					0	0	0		0	0		
23	和味	R3. 3. 24	R3. 3. 24	4人	1組織	0	46%→46%	中心経営体である集落営農組織や地域 内外の認定農業者等の経営者の間で集 約を進める		0		0	0		0		0			
24	舘前	R3. 3. 24	R3. 3. 24	3人	1組織	0	56%→78%	生産物の反収アップと品質向上を目指す す 額前地区は水田地帯であり、地区内の 認定農業者、営農組合共に水稲・麦を 中心とした生産を行っているため、効 率的な安定した農業の確立を目指す	0				0				0			0
26	岩清水	R3. 3. 24	R3. 3. 24	2人 2法人 新規1人	2組織	0	77%→88%	中心経営体である集落営農組織や認定 農業者等の経営者の間で集約を進める こより公表する参考様式4の内容	,			0	0							

[※]上記については、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項の規定により公表する参考様式4の内容を一覧にまとめたものです。